

埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画の概要

※赤字は令和8年3月改訂時の追加又は変更部分

1 計画の位置づけ バイオマス活用推進基本法第21条第1項

(基本法抜粋)

第21条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

2 バイオマス利活用の意義

(1) 地球温暖化の防止

(2) 循環型社会の形成とサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

(3) 農山村の活性化

3 対象とするバイオマス

廃棄物系バイオマスの分類に新たに下水汚泥を追加し、2分類7種類とする。

分 類	種 類
廃棄物系バイオマス	家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、 下水汚泥
未利用系バイオマス	農作物非食用部(稲わら、麦わら、もみ殻)、林地残材

4 計画の目標

令和12年度農山村バイオマス利活用率：90%

5 計画期間

国の第3次計画の終期に合わせて令和8年度～12年度（2030年）の5か年とする。